

グローバル・ライフ株式ファンド(予想分配金提示型)

愛称:ブライトライフ(予想分配金提示型)

追加型投信／内外／株式

信託期間：2023年7月14日 から 2050年6月21日 まで 基準日：2025年6月30日  
決算日：毎年3,6,9,12月の各21日(休業日の場合翌営業日) 回次コード：3489

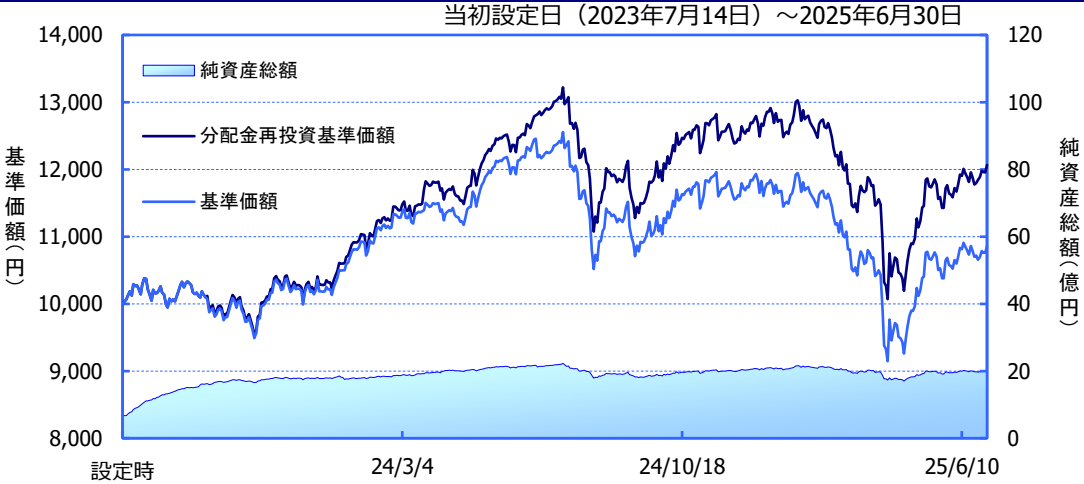
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》

2025年6月30日現在

|       |          |
|-------|----------|
| 基準価額  | 10,859 円 |
| 純資産総額 | 20億円     |

| 期間別騰落率 |         |
|--------|---------|
| 期間     | ファンド    |
| 1カ月間   | +3.6 %  |
| 3カ月間   | +5.3 %  |
| 6カ月間   | -6.0 %  |
| 1年間    | -6.5 %  |
| 3年間    | -----   |
| 5年間    | -----   |
| 年初来    | -6.0 %  |
| 設定来    | +20.7 % |



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。  
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

《分配の推移》

(1万口当たり、税引前)

| 決算期(年/月)    | 分配金  |
|-------------|------|
| 第1期 (23/09) | 50円  |
| 第2期 (23/12) | 50円  |
| 第3期 (24/03) | 200円 |
| 第4期 (24/06) | 300円 |
| 第5期 (24/09) | 200円 |
| 第6期 (24/12) | 200円 |
| 第7期 (25/03) | 100円 |
| 第8期 (25/06) | 100円 |

分配金合計額 設定来：1,200円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

《主要な資産の状況》

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 資産別構成       |     |        |
|-------------|-----|--------|
| 資産          | 銘柄数 | 比率     |
| 外国株式        | 66  | 98.3%  |
| コール・ローン、その他 |     | 1.7%   |
| 合計          | 66  | 100.0% |

| 通貨別構成      |  | 合計100.0% |
|------------|--|----------|
| 通貨         |  | 比率       |
| 米ドル        |  | 73.4%    |
| ユーロ        |  | 17.4%    |
| 英ポンド       |  | 5.4%     |
| スイス・フラン    |  | 1.9%     |
| 日本円        |  | 1.1%     |
| デンマーク・クローネ |  | 0.9%     |

| 国・地域別構成 |  | 合計98.3% |
|---------|--|---------|
| 国・地域名   |  | 比率      |
| アメリカ    |  | 69.6%   |
| イギリス    |  | 7.2%    |
| フランス    |  | 5.3%    |
| 台湾      |  | 3.6%    |
| オランダ    |  | 2.5%    |
| ドイツ     |  | 2.3%    |
| スペイン    |  | 2.1%    |
| アイルランド  |  | 2.0%    |
| スイス     |  | 1.9%    |
| その他     |  | 1.8%    |

| 株式 業種別構成       |  | 合計98.3% |
|----------------|--|---------|
| 業種名            |  | 比率      |
| 情報技術           |  | 32.9%   |
| ヘルスケア          |  | 14.4%   |
| 資本財・サービス       |  | 13.4%   |
| 金融             |  | 13.1%   |
| 生活必需品          |  | 7.3%    |
| 一般消費財・サービス     |  | 6.4%    |
| 素材             |  | 4.1%    |
| コミュニケーション・サービス |  | 3.5%    |
| 公益事業           |  | 3.3%    |

※業種名は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。  
※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

大和アセットマネジメント  
Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

加入協会

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号  
一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

| 組入上位10銘柄                    |      |                |       | 合計33.6% |
|-----------------------------|------|----------------|-------|---------|
| 銘柄名                         | テーマ  | 業種名            | 国・地域名 | 比率      |
| MICROSOFT CORP              | 輝かせる | 情報技術           | アメリカ  | 7.7%    |
| NVIDIA CORP                 | 輝かせる | 情報技術           | アメリカ  | 5.5%    |
| TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR | 輝かせる | 情報技術           | 台湾    | 3.6%    |
| APPLE INC                   | 輝かせる | 情報技術           | アメリカ  | 3.3%    |
| METLIFE INC                 | 輝かせる | 金融             | アメリカ  | 2.5%    |
| ALPHABET INC-CL A           | 輝かせる | コミュニケーション・サービス | アメリカ  | 2.4%    |
| SIEMENS AG-REG              | 輝かせる | 資本財・サービス       | ドイツ   | 2.3%    |
| VISA INC-CLASS A SHARES     | 輝かせる | 金融             | アメリカ  | 2.1%    |
| PALO ALTO NETWORKS INC      | 輝かせる | 情報技術           | アメリカ  | 2.1%    |
| IBERDROLA SA                | 守る   | 公益事業           | スペイン  | 2.1%    |

※比率は、純資産総額に対するものです。

※業種名は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準（GICS）によるものです。

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

※テーマ区分は、カンドリアム・エス・シー・エーの分類に基づきます。

※守る：いのちを守る

※輝かせる：いのちを輝かせる

#### テーマ・サブテーマ別の比率

| テーマ      | 比率    | サブテーマ   | 比率    |
|----------|-------|---------|-------|
| いのちを守る   | 31.0% | 医療      | 9.5%  |
|          |       | 食料      | 7.1%  |
|          |       | 環境      | 14.5% |
| いのちを輝かせる | 67.2% | 利便性の向上  | 46.1% |
|          |       | 生活の質向上  | 6.2%  |
|          |       | 自己実現の追求 | 14.9% |

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対するものです。

※テーマ区分は、カンドリアム・エス・シー・エーの分類に基づきます。

#### 《ファンドマネージャーのコメント》

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

##### 【市場動向】

##### グローバル株式市場は上昇

6月のグローバル株式市場は上昇しました。堅調な米雇用統計や米中通商協議の進展期待を背景に月初より堅調に推移しました。しかし、イスラエル・イラン紛争の勃発により中東情勢が緊迫化すると、米国株への影響は限定的だったものの、欧州株は緩やかに下落しました。その後、FRB（米国連邦準備制度理事会）による早期利下げ期待などで米国株はさらに上昇し、欧州株も米国とEU（欧州連合）の関税交渉への期待を背景に下落幅を縮小しました。

##### 米ドル円、ユーロ円ともに上昇

米ドルは対円で上昇しました。中東情勢の緊迫化などから上下に振れる局面もありましたが、FRB議長が記者会見で様子見姿勢を改めて示した一方で、日銀が追加利上げに対し慎重な姿勢を維持したことなどから日米金利差縮小への期待が後退し、円安米ドル高が進行しました。

ユーロについては、ユーロ圏の金利が上昇したことや財政拡張への期待などから、対円で上昇する展開となりました。

## 【ファンドの運用状況】

### 月間の動き

米国の保有銘柄の株価が上昇したことや投資通貨の対円での上昇がプラス寄与となり、基準価額は上昇しました。

個別銘柄では、TSMC（台湾セミコンダクター）やオン・セミコンダクターの上昇が目立ちました。

TSMCはAI（人工知能）における最大の恩恵銘柄の1つであり、最先端の半導体製造会社として独占的地位にあるため、AIのトレーニングや推論が汎用半導体かカスタムチップで行われるかに関係なく、その恩恵を受ける立場にあります。また、同社は中国による台湾侵攻といった地政学的リスクに敏感な銘柄であり、中東情勢の緊張が緩和されたことがポジティブな材料となり、同社の株価は再評価されました。

オン・セミコンダクターは、カンファレンスにおいて産業用および自動車向けの需要に底打ちの兆しがあると示したことで、投資家による利益改善期待が高まり、同社株は上昇する展開となりました。

一方で、マスターカードやビザといったクレジットカード会社は、米国の暗号資産に関する法案（GENIUS法案）の可決を受けてステーブルコイン関連の発表が相次ぎ、カード事業のネットワークにおいて一部シェアを失うのではないかと懸念から、株価が下落しました。

### 運用のポイント

ポートフォリオ構成においては、マスターカードやビザを一部利益確定し、リスク・エクスポージャーを調整しました。ただし、中長期的に見てカード事業のネットワークが大きく崩れることはないという見方に変更はありません。ステーブルコインは一定の実用性があるものの、B2B（企業間取引）領域が中心で、カード事業のネットワークの中心であるB2C（企業が消費者に対してサービスを提供）の領域には大きな影響はないと考えています。

## 【今後の展望・運用方針】

### 市場展望

米国経済については、実際の経済活動は依然として底堅く推移しています。今後の市場の変動要因としては雇用市場の動向に注目しています。失業保険申請数の増加など、一部に悪化の兆しはあるものの、全体としてはまだ堅調さを見せています。企業活動においては、関税が価格や企業利益率に与える影響を測る上で4-6月期の決算発表が重要なイベントになるとみられています。米国株式市場はバリュエーションが高く、利益見通しに対する下方リスクも大きいことから、リスクリターンの観点では当社は慎重姿勢を維持しています。

欧州株については、ドイツ政府の大規模な財政刺激策の発表や、ウクライナとロシアの停戦期待、そして米欧間のバリュエーションの大幅な乖離などを背景に、引き続き強気な見方を維持しています。関税問題については、現行の一時停止措置が終了し、正式な解決策が見通せない中で、短期的なボラティリティを引き起こす可能性があると考えています。

セクターについては、情報技術においてAI（人工知能）や自動化などの恒常的なトレンドの開発・活用により、より豊かで充実した社会の実現に貢献する企業に着目しています。また、米国の資本財関連銘柄にも注目しています。生産拠点の国内回帰（リショアリング）、自動化、データセンターの建設といった複数の構造的トレンドの恩恵を受けるとみえています。

ヘルスケアセクターについては、製薬業界に対して慎重なスタンスを取っています。これは、ワクチン懐疑派であるロバート・F・ケネディJr.による政策の不確実性を反映しています。そのため、比較的影響の少ないとみられる医療機器や消費者向けヘルスケア銘柄に注目しています。

### 運用方針

当ファンドでは、「いのちを守る」および「いのちを輝かせる」の2つのテーマに関連する企業の株式等に投資を行います。「いのちを守る」というテーマにおいては、医療、食料、環境など、生きていくうえで必要不可欠な分野における様々な課題を解決する企業に着目します。「いのちを輝かせる」というテーマにおいては、技術革新を通じて、より便利で豊かな生活を実現させる企業に着目します。

運用にあたっては、「いのち」にまつわる2つのテーマに関連する企業の中から、ESGスクリーニングやファンダメンタルズ分析等を実施することにより銘柄を選別し、ポートフォリオの構築を行う方針です。幅広い視点から投資を行うことで、様々な企業の成長機会を捉え、長期的に良好なパフォーマンスを生み出すことをめざします。

◆各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。

① グローバル・ライフ株式ファンド(資産成長型)(愛称:ブライトライフ(資産成長型)):資産成長型

② グローバル・ライフ株式ファンド(予想分配金提示型)(愛称:ブライトライフ(予想分配金提示型)):予想分配金提示型

◆①②の総称を「グローバル・ライフ株式ファンド(愛称:ブライトライフ)」とします。

## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- 日本を含む世界の株式等の中から、「いのちを守る」および「いのちを輝かせる」の 2 つのテーマに関連する企業の株式等に投資し、信託財産の成長をめざします。

### ファンドの特色

- 日本を含む世界の株式等の中から、「いのちを守る」および「いのちを輝かせる」の 2 つのテーマに関連する企業の株式等に投資します。
- 運用にあたっては、カンドリアム・エス・シー・エーから助言を受けます。なお、株式等にかかる議決権の行使に関する権限は、カンドリアム・エス・シー・エーに委託します。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動リスク・信用リスク<br>株価の変動    | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。<br>当ファンドは、特定の分野に関連する銘柄に投資しますので、こうした銘柄の下落局面では、基準価額が大きく下落することがあります。<br>また、当ファンドは中小型株式に投資することがあります。中小型の株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。<br>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 |
| 価格変動リスク・信用リスク<br>リートの価格変動 | 組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>リートの価格は、不動産市況の変動、リートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 為替変動リスク                   | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。<br>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。                                                                                                                                                                                                                                   |
| カントリー・リスク                 | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。<br>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| その他                       | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

《ファンドの費用》

| 投資者が直接的に負担する費用      |      |                                         |                                                                           |
|---------------------|------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|                     |      | 料率等                                     | 費用の内容                                                                     |
| 購入時手数料              |      | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <b>3.3%(税抜3.0%)</b> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。                                    |
| 信託財産留保額             |      | ありません。                                  | —                                                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |      |                                         |                                                                           |
|                     |      | 料率等                                     | 費用の内容                                                                     |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    |      | <b>年率1.7985%</b><br><b>(税抜1.635%)</b>   | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)  | 委託会社 | 年率0.91%                                 | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。                        |
|                     | 販売会社 | 年率0.70%                                 | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。                                |
|                     | 受託会社 | 年率0.025%                                | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                                                |
| その他の費用・手数料          |      | (注2)                                    | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 換金単位                   | 最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 申込受付中止日                | ① ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日<br>② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 繰上償還                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● マザーファンドの信託財産につきカンドリアム・エス・シー・イーと締結した運用の助言および議決権行使権限の委託にかかる契約が終了し、マザーファンドがその信託を終了させることとなる場合には、委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。</li> <li>● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合</li> <li>・ 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・ やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> </li> </ul> |
| 収益分配                   | 年 4 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。                                                                                                                                                                                                |

## << 収益分配金に関する留意事項 >>

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

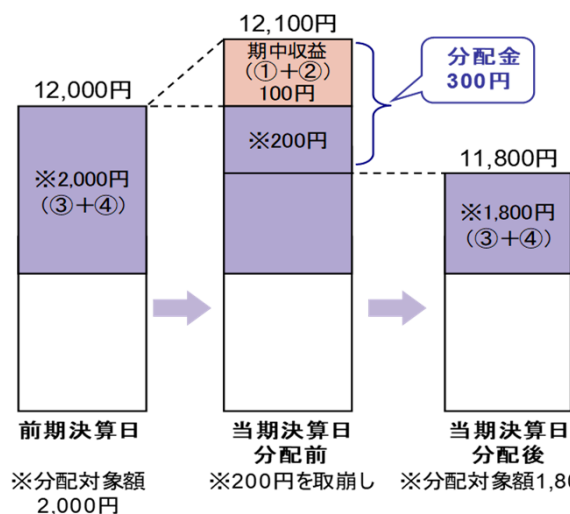
投資信託の純資産

分配金

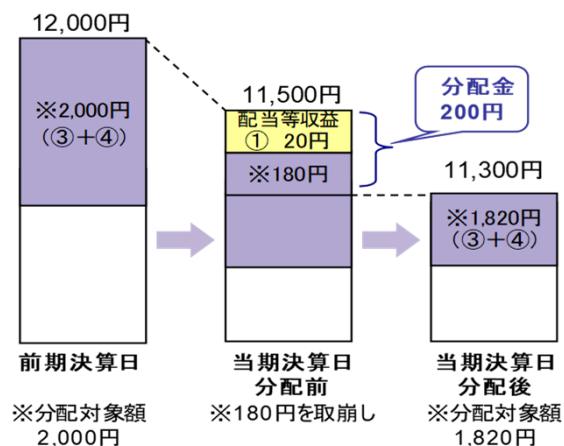
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



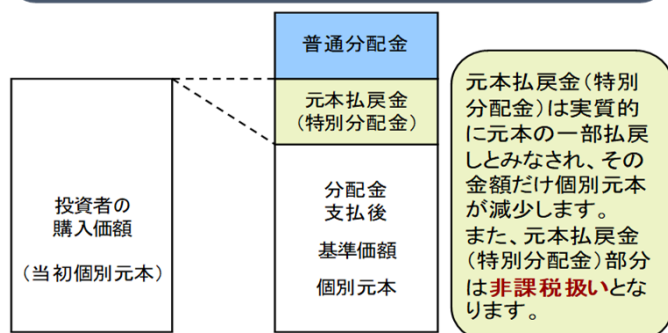
#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



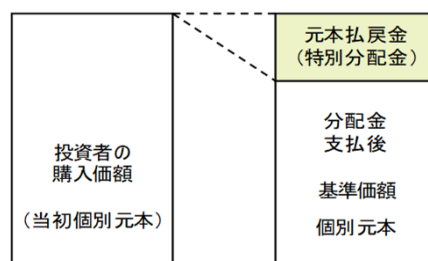
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の (特別分配金) 額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

グローバル・ライフ株式ファンド（予想分配金提示型）（愛称：ブライトライフ（予想分配金提示型））

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名） |        | 登録番号            | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------------------------|--------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                |        |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 株式会社関西みらい銀行                    | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第7号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社埼玉りそな銀行                    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第593号 | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社みなと銀行                      | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第22号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社りそな銀行                      | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第3号   | ○       | ○                       | ○                       |                            |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。